

橋本市病院事業管理規程第5号

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和8年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程(令和4年橋本市病院事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後			改正前		
(特殊勤務手当の支給の特例) 第2条 支給規程による特殊勤務手当のほか、次の表に掲げる特殊勤務手当を臨時的に支給する。			(特殊勤務手当の支給の特例) 第2条 支給規程による特殊勤務手当のほか、次の表に掲げる特殊勤務手当を臨時的に支給する。		
手当の区分	対象となる職員	支給額	手当の区分	対象となる職員	支給額
処遇改善手当	別表第1に該当する職員	別表第1の区分に応じ、月額12,000円を超えない範囲内で管理者が定める額	処遇改善手当	別表第1に該当する職員	別表第1の区分に応じ、月額12,000円を超えない範囲内で管理者が定める額
			ベースアップ手当	40歳以上の医師を除く職員	週の勤務時間に応じ、月額10,500円を超えない範囲内で管理者が定める額

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。